

平成21年12月22日

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令について

大量破壊兵器等の不拡散及び通常兵器の過剰な蓄積を防止する観点から、安全保障に係る輸出管理については、我が国を含めた主要国が参加する国際輸出管理会合において規制すべき対象品目のリストが合意されております。

我が国では、この国際合意リストを踏まえ、対象とされた技術及び貨物を外国為替及び外国貿易法（「外為法」という。）第25条第1項の下に定められる外国為替令（以下「外為令」という。）及び第48条第1項の下に定められる輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）に規定することによって規制の対象とし、国内法令上の担保を行っているところです。

本政令は、国際輸出管理会合における合意を踏まえ、輸出又は提供に際して経済産業大臣の許可を受ける義務を課す貨物及び技術を新たに指定するものです。

1. 改正の概要について

国際合意に基づき、輸出又は提供に際して経済産業大臣の許可を受ける義務を課す貨物又は技術として、下記品目を新たに追加する。

- ・ 生物兵器の製造装置等の使用の技術（外為令別表/3の2項）
- ・ 通信機器用集積回路の設計、製造の技術（外為令別表/9項）
- ・ 毒ガス検知装置の部分品（輸出令別表第1/3項）
- ・ 電力の制御等を行う半導体素子等（輸出令別表第1/7項）
- ・ 秘密保護機能を有する情報通信システム（輸出令別表第1/9項）
- ・ ダイバー防止等用の水中音響装置（輸出令別表第1/10項）
- ・ 爆発物の自動探知装置（輸出令別表第1/14項）

2. 今後の予定

公 布 平成21年12月28日
施 行 平成22年 4月 1日

（本発表資料のお問い合わせ先）

貿易経済協力局安全保障貿易管理課長 飯田

担当者：黒田、高木

電 話：03-3501-1511（内線：3271）

03-3501-2800（直通）